

鳥取県立厚生病院院内保育所運営業務 プロポーザル実施要領

1 業務の内容

(1) 業務名

鳥取県立厚生病院院内保育所運営業務

(2) 業務内容

鳥取県立厚生病院職員の子である乳幼児を対象とした院内保育所運営業務全般（詳細は別添仕様書による。）

(3) 契約期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

なお、契約の日から令和9年3月31日までを準備期間とする。

(4) 業務場所

鳥取県倉吉市東昭和町150番地 鳥取県立厚生病院

(5) 予算額

5年間で205,695千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

2 参加資格

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「その他の委託等」の「その他」に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和8年8月5日（水）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより7の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに7の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 令和8年7月29日（水）から令和8年9月7日（月）までの間いずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要項（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと。

(4) 令和8年7月29日（水）から令和8年9月7日（月）までの間いずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 令和8年7月29日（水）現在で過去3年間に於いて25人以上の定員の保育所業

務（認可・認可外は問わない）を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

(6) 県税及び法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

3 参加表明書及び企画提案書

プロポーザルに参加する者は、次の書類を作成し、提出すること。

(1) 提出が必要な書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 納税証明書

(ア) 県税について未納がないことの証明書

(イ) 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額の無い証明書

ウ 企画提案書

企画提案書は、以下の項目ごとにA4判2ページ以内にまとめること。

なお、企画提案書は、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁育成局長通知。）に基づく認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）を満たし、及びその他関係法令を遵守したものとし、指導監督基準に関係する部分にあつては、指導監督基準を満たしていることの根拠を企画提案書のそれぞれの該当の項目の中で示すこと。

(ア) 運営方針（保育所運営にあたっての基本的考え方、目標、運営体制等）

(イ) 保育内容（1日の通常保育の流れ（当院からの昼食提供時間：12時～12時30分の間）、1年間の行事計画等）

(ウ) 一時保育、病児病後児保育及び夜間保育の取り組みについて

(エ) 乳幼児の健康管理、衛生管理に対する考え方

(オ) 事故防止、安全管理に対する考え方

(カ) 職員の配置等（職員の配置や勤務体制、職員の採用計画、職員の研修体制等）

(キ) 毎月の委託料の請求方法についての考え方（定額払、実績払、その他独自の
方法等、保育職員の確保と病院経営とのバランス等）

(ク) 同種業務の実績

(ケ) その他

エ 見積書（様式第2号）

(ア) 以下の条件で5年間分の委託料（消費税及び地方消費税相当額をを含んだ額）
の総額を見積もること。

休憩時間の確保等、労働基準法等の法令を遵守した上で、指導監督基準を満たす人件費を含めて見積もること。（法令、指導監督基準を満たせば、配置保育者数、委託料金額の設定方法は、提案者の任意とする。）

【設定条件】

① 通常保育

a 開園日数 24日（平日20日、土曜日4日）

b 開園時間 午前7時00分～午後7時00分

※ 開園前の受け入れ準備時間及び閉園後の片づけ時間を見積に含めることができるものとする。

- c 園児数 23 名（0 歳児 5 名、1 歳児 8 名、2 歳児 8 名、3 歳児 2 名）
- d 職員配置 指導監督基準を満たすこと。施設長（施設の運営統括責任者・緊急時の対応等）を 1 名配置すること。施設長が休暇等で不在の場合は、所属長に準ずる者が所属長の職務を行うこと。施設長は、保育に従事することができるものとする。

② 延長保育

- a 開園日数 24 日（平日 20 日、土曜日 4 日）
- b 開園時間 午後 7 時 00 分～午後 9 時 00 分
- c 園児数 3 名（0 歳児 1 名、1 歳児 1 名、2 歳児 1 名、3 歳児 0 名）
- d 職員配置 2 名

③ 夜間保育

- a 開園日数 8 日（週 2 回実施想定）
- b 開園時間 午後 7 時 00 分～翌日午前 7 時 00 分
- c 園児数 3 名（0 歳児 1 名、1 歳児 1 名、2 歳児 1 名、3 歳児 0 名）
- d 職員配置 2 名

④ 病児病後児保育

- a 開園日数 24 日（平日 20 日、土曜日 4 日）
- b 開園時間 通常保育と同様
- c 園児数 2 名（病児保育室は 1 室のため同症状の 2 名を想定）
- d 職員配置 保育士 1 名（病児病後児が不在の場合は、通常保育を行うことができる。）

※ 看護師配置は病院からの巡回対応とする。

（イ） 見積書には、委託料の算出方法及び算出根拠を提示すること。（別紙可）

（2） 提出部数及び体裁

上記ア及びイ及びエについては各 1 部、ウは書類を各 8 部提出すること。

（3） 書類の提出期限

令和 8 年 9 月 7 日（月）午後 5 時まで

（4） 提出場所

下記 7（1）に同じ。

（5） 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送による場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役

務のうち書留郵便に準ずるものにより、7の(1)の場所に送付すること。この場合において、3の(3)に規定する提出期限を過ぎて到着したものは受理せず、無効とする。

(6) 参考とする資料

企画提案書の作成にあたっては、この実施要領のほか次に掲げる資料を参考にすること。なお、これらの資料は鳥取県立厚生病院のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyoin/>)から入手するものとする。

ア 鳥取県立厚生病院院内保育所入所児童数の推移

イ 鳥取県立厚生病院院内保育所設置運営規程

4 質問受付及び回答

参加表明書及び企画提案書を提出するにあたっての質問は、令和8年8月24日(月)午後5時までに質問書(様式第3号)により、電子メールで提出することとし、訪問や電話による質問は受け付けないものとする。

なお、回答漏れを防ぐため、電子メール送信ののち、その旨電話連絡を行うこと。

おって、質問に対する回答は、令和8年8月31日(月)までにホームページに掲載する。

5 プレゼンテーションの実施及び審査結果の通知、契約の締結

(1) 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、鳥取県立厚生病院院内保育所運營業務評価委員会(以下「評価委員会」という。)において、提出のあった上記3(1)のウの書類及びプレゼンテーションによる提案説明に者づいて行う。

プレゼンテーションの日程、実施方法等については、該当する参加表明者に後日通知するが、概ね次のとおりとする。

ア 日時

令和8年10月中旬

イ 場所

鳥取県倉吉市東昭和町150番地 鳥取県立厚生病院

ウ 実施方法

プレゼンテーションは、対面方式(評価委員にあつては、オンライン方式(Cisco Webex Meetings)による出席も可)により実施することとし、日時等については対象者に別途連絡する。

また、プレゼンテーションは15分間とし、プレゼンテーション終了後、評価委員からの質問時間を20分程度設ける。

エ その他

(ア) 企画提案書提出後の内容の差し替え、追加は認めない。

(イ) プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書は無効とする。

(ウ) 提案者のうち評価委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(2) 評価方法

企画提案書の評価は、評価委員会において、「実施要領に示す評価基準」に基づい

て行い、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。なお、同点となり最優秀提案候補者が2名存在する場合は、評価委員の合議によって最優秀提案者を決定する。また、最優秀提案者以外の者についても得点順に順位付けを行う。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、文書で提案者全員に通知することとし、ホームページでも公表する。

(4) 各提出物等の提出期限に遅れた場合、又は評価結果に影響を与えるような不適切な行為が認められた場合は、評価対象外とする。

(5) 契約の締結

最優秀提案者として選定された者と速やかに契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含むこととし、協議が不調のときは、(2)により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

6 スケジュール

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) プロポーザル参加要領等の配布開始 | 令和8年7月29日(水) |
| (2) 質問受付期限 | 令和8年8月24日(月)午後5時まで |
| (3) 質問への回答 | 令和8年8月31日(月) |
| (4) 参加表明書及び企画提案書の提出期限 | 令和8年9月7日(月)午後5時まで |

7 手続きに関する問い合わせ先

(1) 公募型プロポーザルに関する問い合わせ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務局総務課総務担当

電話 0858-22-8181 (内線3424)

ファクシミリ 0858-22-1350

電子メール kouseibyounin@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

8 その他

- (1) 企画提案書の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書及び企画提案書を無効とするとともに、虚偽を記載した者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却せず、企画提案者の選定及び企画提案書の評価審査以外には使用しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書の提出後に書類内容を変更することはできない。
- (5) 企画提案書の著作権の取扱い

ア 県に提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、提案者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。

イ 選定された者の企画提案書にかかる著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては、提案者に帰属するものとする。また、選定されなかった提案者の企画提案書にかかる著作権は、提案者に帰属するものとする。県は提案者に対して、企画提案書にかかる著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(6) 県は、提案者のうち評価委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(7) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に契約を解除するときは、受注者は違約金として支払予定総額の 10 分の 1 に相当する金額を本県に支払わなければならない。また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすること
その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け等させること。

鳥取県立厚生病院院内保育所運営業務企画提案書の評価基準

評価項目	評価の視点	配点
1 運営方針及び保育内容 (1) 保育所運営にあたっての基本的な考え方、目標、運営体制 (2) 1日の保育の流れ、1年間の行事計画等 (3) 一時保育、病児病後児保育、夜間保育についての考え方 (4) 乳幼児の健康管理衛生管理に対する考え方 (5) 事故防止、安全管理に対する考え方 (6) その他	・基本的な考え方が病院として共感を持てる内容か。 ・安全で安心な運営体制か。 ・具体的な計画が策定され、実現可能であるか。 ・病児病後児保育の当日受け入れは可能か。 ・病児病後児保育の体制は、病状の変化に対応できるものになっているか。 ・夜間保育の体制は、児童が安心して過ごせるものか ・健康管理記録等の整備があるか。 ・衛生管理マニュアルがあるか。 ・感染症発生時の対応が定められているか。 ・事故、災害発生時の対応方法が定められているか。 ・バックアップ体制があるか。 ・事故防止の取り組みがあるか。 ・本業務に取り組みにあたっての特色	30
2 職員配置及び勤務体制 (1) 職員の配置や勤務体制 (2) 職員の採用計画 (3) 職員の研修体制	・職員配置の基本的な考え方はどうか。 ・職員は保育士有資格者か。 ・正職員中心の職員構成か。 ・職員を育成する研修体制が整備されているか。	30
3 委託業務に係る費用	$\text{配点} \times \left[1 - \frac{\text{見積額}}{\text{予算額}} \right]$	20
4 委託料の請求方法についての考え方	・委託料の請求方法の考え方はどうか。 ・保育職員の確保、病院の経営を考慮して妥当な方法となっているか。	10
5 同種業務の実績	・25人以上の定員の保育所業務受託実績があるか。 ・一時保育、病児病後児保育の実績があるか。 ・夜間保育の実績があるか。 ・近隣施設での運営実績があるか。	10
合計		100